

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	東北マリンサイエンス拠点の形成		担当部局庁	研究開発局		作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	海洋地球課		海洋地球課長 井上 諭一
会計区分	一般会計		施策名	X-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海洋基本法第4条、第22条、第23条		関係する計画、通知等	海洋基本計画(平成20年3月閣議決定)等		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	大学等による復興支援のためのネットワークとして「東北マリンサイエンス拠点」を構築し、海洋生態系の調査研究及び新たな産業の創成につながる技術開発を実施することで、東北沖の漁場の回復及び沿岸地域の産業・集落の復興を目指す。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災の津波・地震による多量の瓦礫の堆積や藻場の喪失、岩礁への砂泥の堆積により、東北沖では沿岸域の漁場を含め海洋生態系が激変している。大学等の蓄積された科学的知見を有効活用しつつ、全くはじめての海洋環境で漁場を復興させるため、大学等による復興支援のためのネットワークとして「東北マリンサイエンス拠点」を構築し、東北沖の海洋生態系の調査研究及び新たな産業の創成につながる技術開発を実施。(補助率:定額)					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	—	—	—	1,980	1,980	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
			23年度	(年度)		
	海洋生態系の調査研究及び新たな産業の創成につながる技術開発まで、多岐にわたる活動を実施するため、成果目標を単純に数値化することは困難。				活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	23年度研究開発等実施課題数の見込が現時点では未定であるため、活動指標の設定は困難
単位当たりコスト	— (円/—)		算出根拠	23年度研究開発等実施課題数の見込が現時点では未定であるため、単位当たりコストの算出は困難		
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。			左記提言及び基本方針では、大学、研究機関、民間企業等によるネットワークを形成し、震災により激変した海洋生態系を解明し、漁場を復興させるほか、関連産業の創出にも役立たせることや科学的知見を活用しながら漁場や資源の回復を図ることが掲げられており、整合性はとれている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			岩手県からの「東日本大震災津波に関する要望書」においては、「いわて三陸国際海洋研究拠点」の構築が要望されているほか、宮城県からの「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」においては、「海洋環境等修復研究拠点」の構築が要望されているところ。このため、海洋生態系の調査研究及び新たな産業の創成につながる技術開発を実施する「東北マリンサイエンス拠点」を構築することの優先度は高い。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			全くはじめての海洋環境で漁場を復興させるとともに、新たなアイデアに基づく産業を振興するためには、大学等の科学的知見を活用することが必要不可欠であり、全国の大学等の知見の集積を図る本事業は効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			東北沖周辺の研究機関においては海洋調査研究に関する過去のデータや経験が蓄積されているほか、一部の研究機関においては地域に密着した研究活動を実施するための体制が既に整備されており、これらの研究機関を拠点とする本事業は効率的である。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			国等における関連事業の中で、本事業は海洋生態系メカニズムの解明や大学等の有する技術シーズをもとにした新たな技術の開発、実証を実施することにより、東北沖の漁場の回復及び沿岸地域の産業・集落の復興支援における基礎的、基盤的な役割を担うものであり、他の事業との役割分担がなされている。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			国による他の関連事業とも役割分担の上、連携・協力して実施することとしている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			本事業は直ちに着手・執行が可能である。また、事業の実施にあたっては、補助金適正化法等の法令や、法人の会計規程等に基づき、適切に実施される。			